



平成18年5月22日

各 位

会 社 名 ピープルスタッフ株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 日比野 三吉彦
[コード番号：2324]
お問合せ先 常務取締役 佐々木 邦子
電 話 番 号 052 - 953 - 5339

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第24回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）平成18年5月1日に施行されたことに伴い、商業登記事務の取り扱いについて平成18年3月31日付け法務省民商第782号法務局長・地方法務局長あて法務省民事局通達が発出され、会社の目的事項の具体性については審査を要しないものとされました。これにより、業容の多様化ならびに今後の事業展開に備え、従来細かく規定されていたため制限があった請負業務について、総括した表現へ変更するものであります。
- (2) 「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が施行されたことに伴い、定款に定めを設ければ、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなされますので、安価で情報を十分に掲載できる方法として、第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (3) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主への周知を図るため、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）に基づき代理人の員数を定款に規定するものであります。

- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行され、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができるようになりましたので、迅速な意思決定を可能とするため、所要の変更を行うものであります。
- (5) 取締役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうよう、取締役会の決議をもって、取締役の責任を合理的な範囲にとどめることを可能とするため第26条を新設するものであります。なお、第26条の新設については、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。
- (6) 監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうよう、取締役会の決議をもって、監査役の責任を合理的な範囲にとどめることを可能とするため第34条第1項を新設し、また、社外監査役との間で職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないことを条件として、責任限定契約を締結することを可能とするため第34条第2項を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

別紙新旧対照表に記載のとおりであります。

3. 日程

第24回定時株主総会開催予定日	平成18年6月29日(木)
定款変更の効力発生予定日	平成18年6月29日(木)

以 上

新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 当社は、ピープルスタッフ株式会社と称し、英文では P e o p l e S t a f f C o . , L t d . と表示する。	第 1 条 (現 行 の と お り)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (現 行 の と お り)
1 . 労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業	1 . (現 行 の と お り)
2 . 職業安定法に基づく有料職業紹介事業	2 . (現 行 の と お り)
<u>3 . 再就職に関する教育研修およびコンサルティング業務</u>	< 削 除 >
新 設	<u>3 . 請負業務全般</u>
<u>4 . 各種イベントの企画・運営</u>	< 削 除 >
<u>5 . 個人および企業の人材教育ならびに研修業務および各種カルチャー講座の企画・運営</u>	< 削 除 >
<u>6 . 各種生産工場の製造過程における組立、加工、検査、仕上業務等の請負</u>	< 削 除 >
<u>7 . 美術館、博物館、劇場、図書館、百貨店等の集客施設の受付・案内・監視業務の請負</u>	< 削 除 >
<u>8 . 計算業務、データ入力・データ処理業務、文書管理業務、商品受発注処理等事務処理に関する業務請負</u>	< 削 除 >
<u>9 . 各種市場調査および企業の販売促進用に供する宣伝、商品サンプルの配布業務の請負</u>	< 削 除 >
<u>10 . 翻訳、通訳、速記、筆耕業務の請負</u>	< 削 除 >
<u>11 . コンピュータシステムおよびプログラムの開発・設計業務の請負</u>	< 削 除 >
<u>12 . 航空機、自動車、工作機械および</u>	< 削 除 >

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>その部品ならびにキッチン、トイレ等住宅設備機器のコンピュータを利用した設計業務の請負</u></p> <p><u>13. 電話交換業務の請負</u></p> <p><u>14. 小売店におけるレジスターを使用した売上金の収受業務の請負</u></p> <p><u>15. 企業の委託を受けてする商品の陳列、検査、梱包、棚卸、出荷業務の請負</u></p> <p><u>16. 企業の委託を受けてする人材採用、給与計算事務の処理業務</u></p> <p><u>17. 企業の委託を受けてする社員に対するカウンセリング業務</u></p> <p><u>18. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理店業務</u></p> <p><u>19. オフィスオートメーション機器、通信機器、コンピュータソフトウェアの販売</u></p> <p><u>20. 求人情報広告の制作および販売ならびにインターネットによる配信</u></p> <p><u>21. 前各号に付帯する一切の事業</u> (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。 <u><新 設></u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p>	<p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p> <p><u>4. 機器・ソフトウェアの販売、賃貸</u></p> <p><u>5. 求人情報広告業務</u></p> <p><u>6.</u> (現行のとおり) (本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行のとおり) (機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行のとおり)</p> <p>第2章 株 式</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、 120,000株とする。 <新設></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換ならびに端株原簿の記載等に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類および株式の名義書換、<u>端株原簿の記載または記</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 120,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p> <削除></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>その他の株式または</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再発行、株券喪失登録の</u> <u>手続き、端株の買取り、届出の受理</u> <u>その他株式および端株に関する手続</u> きならびに手数料は、法令または本 定款のほか、取締役会の定める株式 取扱規程による。</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 10 条 当社の定時株主総会は、<u>営業年</u> <u>度末日の翌日</u>から 3 ヶ月以内に招 集し、臨時株主総会は、必要がある ときに随時これを招集する。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>(招 集 権 者 お よ び 議 長)</p> <p>第 11 条 株主総会は、取締役社長がこれを 招集し、議長となる。</p> <p>2 . 取締役社長に事故があるときは、 取締役会においてあらかじめ定め た順序に従い、他の取締役が株主総 会を招集し、議長となる。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>(決 議 の 方 法)</p> <p>第 12 条 株主総会の決議は、法令または本</p>	<p><u>新株予約権および株券喪失登録に</u> <u>関する手続きならびに手数料は、法</u> <u>令または本定款のほか、取締役会の</u> <u>定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は、<u>事業年</u> <u>度終了後</u>から 3 ヶ月以内に招集し、 臨時株主総会は、必要があるときに 随時招集する。</p> <p>(定 時 株 主 総 会 の 基 準 日)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会の議決権 の基準日は、<u>毎年 3 月 31 日</u>とする。</p> <p>(招 集 権 者 お よ び 議 長)</p> <p>第 13 条 (現 行 の と お り)</p> <p>2 . (現 行 の と お り)</p> <p>(株 主 総 会 参 考 書 類 等 の イン タ ー ネット 開 示 と み な し 提 供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際 し、<u>株主総会参考書類、事業報告、</u> <u>計算書類および連結計算書類に記</u> <u>載または表示をすべき事項に係る</u> <u>情報を、法務省令に定めるところに</u> <u>従いインターネットを利用する方</u> <u>法で開示することにより、株主に対</u> <u>して提供したものとみなすことが</u> <u>できる。</u></p> <p>(決 議 の 方 法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または本</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>定款に別段の定めがある場合のほ <u>か</u>、出席した株主の議決権の過半 数で行う。</p> <p>2. <u>商法第 343 条に定める特別決議</u> は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上</u> を有する株主が出席し、<u>その議決権</u> の 3 分の 2 以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する 他の株主を代理人として、その議決 権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主總會ご とに代理権を証明する書面を当会社 に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 14 条 当会社の取締役は 8 名以内とす る。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 15 条 < 新 設 ></p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議</u> <u>決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u> が出席し、<u>その議決権の過半数</u>で行 う。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、累積投票に</u> <u>よらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 16 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年以内</u> <u>の最終の決算期に関する定時株主</u> <u>總會終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または補欠として選任された 取締役の任期は、在任取締役の任期</p>	<p>定款に別段の定めがある場合を除 き、出席した株主の議決権の過半数 をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める</u> <u>決議は、議決権を行使することがで</u> <u>きる株主の議決権の 3 分の 1 以上</u> を有する株主が出席し、<u>出席した株</u> <u>主の議決権の 3 分の 2 以上をもっ</u> <u>て行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 株主は、当会社の議決権を有す る他の株主 1 名を代理人として、そ の議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 18 条 <u>取締役は、株主總會の決議によ</u> <u>って選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を</u> <u>行使することができる株主の議決</u> <u>権の 3 分の 1 以上を有する株主が</u> <u>出席し、出席した当該株主の議決</u> <u>権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以</u> <u>内に終了する事業年度のうち最終</u> <u>のものに関する定時株主總會の終</u> <u>結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または補欠として選任され た取締役の任期は、在任取締役の</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 17 条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 . 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 18 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 . 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 19 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 . 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 20 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 . 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 . (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 (現行のとおり)</p> <p>2 . 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役(当該議事事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第 21 条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 22 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 23 条 < 新 設 ></p> <p>監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 24 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 . 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了</p>	<p>をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 27 条 (現行のとおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 28 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 . <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 . 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 25 条 <u>監査役会は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 27 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">< 第 25 条より移設 ></p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第 28 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;"><u>了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">< 第 32 条に移設 ></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 30 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">2 . <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 31 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 32 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 <u>当社は、会社法第 426 条 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">2 . <u>当社は、会社法第 427 条 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、180 万円以上であらかじめ定めた金額または</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営 業 年 度)</p> <p>第 29 条 当 会 社 の 営 業 年 度 は、 毎 年 4 月 1 日 から 翌 年 3 月 31 日 ま で の 1 年 と す る。</p> <p>(利 益 配 当 金)</p> <p>第 30 条 利 益 配 当 金 は、 毎 年 3 月 31 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 登 録 質 権 者 お よ び 同 日 に お け る 端 株 原 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 端 株 主 に 支 払 う。</p> <p>(中 間 配 当)</p> <p>第 31 条 取 締 役 会 の 決 議 に よ り、 毎 年 9 月 30 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 登 録 質 権 者 お よ び 同 日 に お け る 端 株 原 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 端 株 主 に 対 し、 中 間 配 当 を 行 う こ と が で き る。</p> <p>(配 当 金 の 除 斥 期 間)</p> <p>第 32 条 利 益 配 当 金 は、 支 払 開 始 の 日 か ら 満 3 年 を 経 過 し て も な お 受 領 さ れ な い と き は、 当 会 社 は そ の 支 払 義 務 を 免 れ る。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>法 令 が 規 定 す る 額 の い ず れ か 高 い 額 と す る。</p> <p>(事 業 年 度)</p> <p>第 35 条 当 会 社 の 事 業 年 度 は、 毎 年 4 月 1 日 から 翌 年 3 月 31 日 ま で の 1 年 と す る。</p> <p>(剰 余 金 の 配 当)</p> <p>第 36 条 剰 余 金 の 配 当 は、 毎 年 3 月 31 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 登 録 株 式 質 権 者 に 支 払 う。</p> <p>(中 間 配 当)</p> <p>第 37 条 取 締 役 会 の 決 議 に よ っ て、 毎 年 9 月 30 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し、 中 間 配 当 を 行 う こ と が で き る。</p> <p>(配 当 金 の 除 斥 期 間)</p> <p>第 38 条 剰 余 金 の 配 当 (中 間 配 当 を 含 む) は、 支 払 開 始 の 日 か ら 満 3 年 を 経 過 し て も な お 受 領 さ れ な い と き は、 当 会 社 は そ の 支 払 義 務 を 免 れ る。</p>

以上